

【 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 対 策 】
雇用調整助成金 申請・活用の手引き

パート②-4

雇用調整助成金の特例措置等の延長について

〔8月28日公表〕

2020年9月3日
経団連 労働政策本部

雇用調整助成金の特例措置等の延長に関する政府方針の決定 〔2020年8月28日（金）〕

◇政府は今般、以下の決定をしました。

- 雇用調整助成金の新型コロナウイルス感染症特例措置、緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金については、本年12月末まで延長
- 感染防止策と社会経済活動の両立が図られる中で、休業者数・失業者数が急増するなど雇用情勢が大きく悪化しない限り、雇用調整助成金の特例措置は、段階的に縮減を行っていく

※厚生労働省プレスリリースURL

<https://www.mhlw.go.jp/stf/enchou201231.html>

◇今後のスケジュール(予定)

- ・9月25日(金)開催の職業安定分科会にて省令改正の諮問・答申
- ・10月1日(木)、改正省令を施行

【参考】雇用調整助成金 コロナ特例措置等の概要

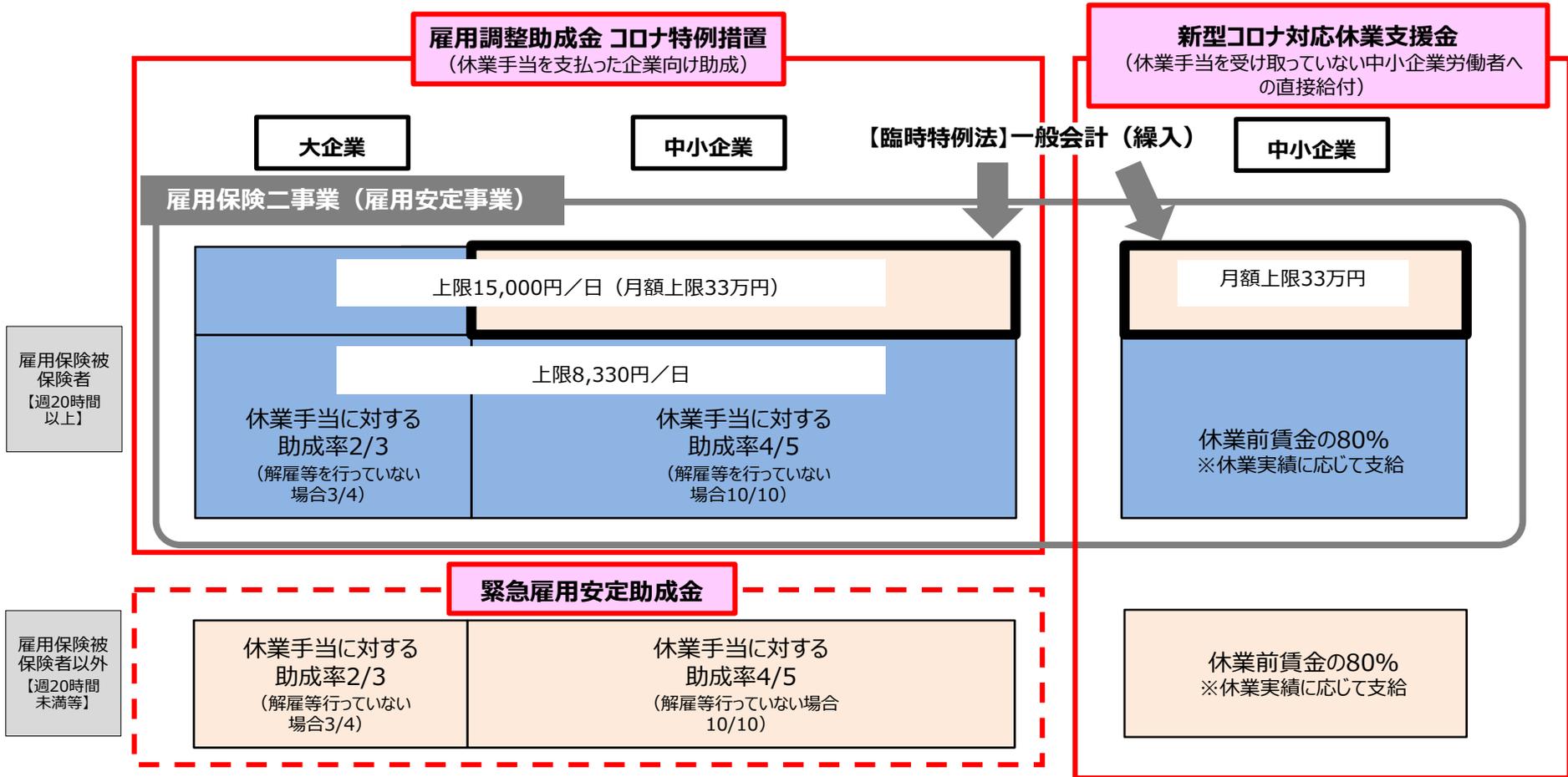
- 雇用調整助成金は、景気の変動等の経済上の理由のため、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業、教育訓練または出向により、労働者の雇用の維持を図る場合に、その賃金等の一部（休業手当相当額）を助成する制度。雇用保険二事業の一つ（雇用保険二事業の財源は全額事業主負担）
 ※高度成長から安定成長への転換期にあたって、短期の景気変動に伴う失業予防対策等の観点から、1975年、雇用調整助成金が創設

〈雇用調整助成金の本則とコロナ特例措置の比較〉

特例以外の場合の雇用調整助成金	新型コロナウイルス感染症特例措置 (4月1日から12月末まで)
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主【全業種】
生産指標要件：3か月10%以上低下	生産指標要件を緩和：1か月5%以上低下
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象
休業の助成率：2/3（中小）1/2（大企業）	休業の助成率：4/5（中小）2/3（大企業） ※解雇等を行わない場合：10/10（中小）3/4（大企業）
休業・教育訓練の助成額の上限額は8,330円	休業・教育訓練の助成額の上限額は15,000円
計画届は事前提出	計画届の提出 撤廃
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間 撤廃
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件 撤廃
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左+上記対象期間（別枠扱い）
短時間一斉休業のみ	短時間休業要件 緩和（一斉でなくても可）
休業規模要件：1/20（中小）1/15（大企業）	休業規模要件：1/40（中小）1/30（大企業）
残業相殺	残業相殺 停止
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率：2/3（中小）1/2（大企業） 加算額：1,200円	教育訓練の助成率：4/5（中小）2/3（大企業） ※解雇等を行わない場合10/10（中小）3/4（大企業） 加算額：2,400円（中小）1,800円（大企業）
出向期間要件：3か月以上1年以内	出向期間要件：1か月以上1年以内

〈今回の失業予防対策の全体像〉

ー新型コロナウイルス感染症特例措置、緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金ー



出典：厚生労働省資料に基づき経団連事務局にて作成